

会議案第 1 号

平塚市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

「平塚市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 1 7 日 提出

提出者

議会運営委員会委員長 諸伏 清児

平塚市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

平塚市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項ただし書中「。以下」を「。第２０条において」に改め、同条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項の表以外の部分中「及び第２９条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年６月１日から施行する。ただし、第２条第１０項の改正規定及び第１２条第５項の表の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置等）

- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 前項に定めるもののほか、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、議長が定める。